

視 座

子育て支援—こども家庭庁に期待する—

宮城県医師会副会長

奥村 秀定

はじめに

「こども家庭庁」設置関連法案が令和4年6月15日参議院本会議で可決成立し令和5年4月に創設されることが決定した。近年の児童虐待件数の増加やいじめ、不登校、貧困問題など「こどもの命をまもり、安心して産み育てる社会の実現」に向けた第一歩である。こども家庭庁創設の背景には実効性のある少子化対策の必要性やこどもを取り巻く環境の悪化が深刻化したことが挙げられる。出生数は年々低下し2021年の出生数は過去最少の81万人となり、厚労省の推計では、2025年の出生数は80万人割れと予想されている。令和2年度の不登校児童数は全国で約19万6千人、児童相談所が対応した児童虐待件数は20万件を超え過去最悪である。こどもの貧困率は2018年調査で、相対的貧困率は15.4%である。相対的貧困率は一定基準を下回る（中央値の半分）貧困線に満たない世帯員の割合であり、ひとり親世帯家庭の貧困率は約50%である。国としてこどもを守るための対策、貧困対策等に対する課題の解決に本格的に取り組む姿勢を示さざるを得ない状況である。

社会保障・税一体改革大綱が閣議決定されたのが平成24年2月であり、高齢化が一段と進む2025年に向けた社会保障と税の一体改革が議論された。2025年の社会保障給付費は医療、介護・福祉、年金他総額は約140兆円と予想され社会保障給付費の削減に向けた提言がなされた。2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる。年齢別人口数2025年3,677万人（総人口の約30%）に達し、65～74歳1,497万人、75歳以上2180万人と予想される。一方で支えとなる現役世代の人口は減少する。経済財政諮問会議では現役世代の負担軽減策に取り組むとしているが、少子化は加速しており経済成長の足かせになるのではと懸念されている。

こども家庭庁の創設

こども家庭庁の目指すものは成育基本法を基に、胎児期から成人に至るまでの切れ目のない支援を目指し「こども中心の社会の実現に向けた取り組み」の推進であり、そのための行政組織として創設されることになる。こども家庭庁の設置は、長年の懸案であった従来の縦割り行政の弊害をなくし一元化し、こどもや養育者の意見を支援対策に反映させる画期的な制度であり評価する。「こども庁」が司令塔機能を発揮しこども・子育て支援策を実効性のあるものにするためには、家族・子育て予算配分の権限を持たせ社会保障給付費の予算構造を変えていく必要がある。

先進諸国における家庭・子ども向けの公的支出の対GDP比率(2019年)をみると日本の子ども向け公的支出は1.6%で先進24か国平均の2.1%よりかなり低くなっている。少子化対策に対する予算の低さが支出の面からも裏付けされる。ヨーロッパ各国はイギリス、デンマーク、スウェーデンが3%を超えて日本の2倍以上である。子ども家庭庁創設により「子どもまんなか社会」の実現に向けてOECD各国並みの予算措置を強く求めたい。子ども関連予算について首相は次年度の経済財政運営の指針に子ども予算の倍増への道筋を示すと表明しているが財源論はあまり進んでいない。高齢者向けの社会保障給付費は6割を超えており、あまりに低い子ども関連予算の増額を是非実現してもらいたい。



当初「子ども庁」創設案では「子ども庁」を内閣府に設置し、小・中学校の義務教育期間を文科省から移管し幼稚園・保育所・認定子ども園を一元化するとしていたが、政府内の議論の中で家庭が一義的に子育ての責任を負うべきであるとする意見が根強く、名称は家庭の役割を踏まえて「子ども家庭庁」とすることで決着した。保育所は子ども家庭庁、幼稚園は移管せず文科省が引き続き担当し、幼保一元化は見送られた。学校内でのいじめ対応は従来どおり文科省を主幹とするが、縦割りの弊害が出ないように子ども家庭庁も関与し連携し対応することになった。

「子ども家庭庁」は内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局として設置され、約300人体制で子ども対策の総合的な司令塔として、子どもの権利・利益の擁護、子どもや家庭の福祉・保健に関する支援対策にあたる。企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門の3部門に分かれる。1. 企画立案・総合部門では、子どもの視点・子育て当事者の視点に立った政策実現に向けて、意識調査や貧困対策、少子化対策に関する調査研究の充実、支援のためのデジタル基盤の整備促進を行う。2. 成育部門では、成育基本法の主旨に沿って妊娠・出産・母子保健・成育医療等の充実・環境整備、すべての子どもの安全と育ちの保障。3. 支援部門では、切れ目のない包括的支援、いじめ防止および不登校対策、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、障害児支援を実施するとしている。海外では子どもの権利条約に基づき子どものための施策の実現に取り組む「子どもコミッショナー」等の設置が進んでいる。日本での設置は見送られたが、子どもや親の意見を施策に反映させる「子ども家庭審議会」が設置されることになった。

子ども家庭庁に期待する

国は少子化対策基本法や子ども・子育て支援法等により子ども対策として、乳幼児医療費助成制度の拡充、待機待ち児童解消策、出産一時金の増額、児童手当の増額、給食費の無償化、幼児教育・保育の無償化等を実施してきたが、若い世代の仕事と育児の両立困難や育児負担、子育て不安解消には程遠い。貧困家庭への生活・教育支援、育児休業中の賃金保障および職場復帰、不妊治療の補助拡大、子どもの数に応じた手厚い補助等の実現にも是非取り組んでもらいたい。これらの政策を実現するためには財源を確保する必要がある、子ども家庭庁の諸政策の実現に関する予算措置について社会全体で費用負担の在り方について新たな枠組みを検討していくことになる。

子どもは国の宝であり、若い世代の信頼を国は裏切らないように子育て支援策の実現に努めてほしい。諦めかけている若い世代に国が子育てに責任を持つという強いアピールを打ち出すことが大切である。少子化対策の基本は信頼であり安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて「子ども家庭庁」に期待したい。